

九州ルーテル学院大学大学院学則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この学則は、九州ルーテル学院大学学則（以下「本学学則」という。）第4条の2

第2項の規定に基づき、九州ルーテル学院大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学大学院は、本学の建学の精神に則り、専門的な理論を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって人類の平和及び文化と福祉の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第2章 組織、学生定員及び修業年限

(研究科及び専攻)

第4条 本学大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

研 究 科 名	専 攻 名
人文学研究科	障害心理学専攻

(課程)

第5条 本学大学院の課程は、修士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

(学生定員)

第6条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科 名	専 攻 名	入学定員	収容定員
人文学研究科	障害心理学専攻	5人	10人

(教育研究上の目的)

第6条の2 前条の研究科・専攻は、時代と社会の要請に応じた障害者支援を一層充実・発展させることを目的として、「障害」について心理学的立場から教育研究を行い、教育機関、医療機関、社会福祉施設等で活躍できる高度専門職業人を養成するものとする。

(修業年限)

第7条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第8条 学年、学期及び休業日は、本学学則の第7条から第9条までの規定を準用する。

第4章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第9条 本学大学院の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）

は、大学院教員資格を有する教員が担当する。

(研究科長)

第10条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の専任の教授のうちから、理事会の承認を得て学長が任命する。
- 3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第11条 研究科に、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長及び研究科の専任教員によって構成する。
- 3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、他の教員を加えることができる。
- 4 研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第12条 本学大学院に関する事務は、本学の事務組織がこれに当たる。

(教員と事務職員等の連携・協働)

第12条の2 本学大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、両者の連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

第5章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第13条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育方法の特例)

第13条の2 前条の教育は、大学院設置基準第14条の規定に基づき、教育方法の特例（昼夜開講制）によって行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第13条の3 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- 3 成績の問い合わせ及び異議申立てに関する取扱いとは別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条の4 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目及び単位数)

第14条 授業科目の名称及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第16条 学生は、修士課程における在学期間中において、必修科目(研究指導)及び選択科目を合わせて、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 履修届及び成績評定については、本学学則の第16条及び第17条の規定を準用する。

(単位の授与)

第17条 単位の授与は、正規の手続を経て、合格とされた授業科目について行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第18条 他の大学院における授業科目の履修、入学前の既修単位の認定及び再入学者の既修単位の認定につい

ては、本学学則第19条、第20条、第23条、第23条の2及び第24条の規定を準用する。この場合において、「60単位」とあるのは「15単位」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により修士課程の学生が他の大学院等で修得した単位数は、合計15単位を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなすことができる。

3 前2項により与えることができる単位数は合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条の2 本学大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。）以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導を受けることを許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第19条 修士課程を修了するためには、修士課程に2年以上在学し、必修科目(研究指導)及び選択科目を合わせて30単位以上を修得し、修士の学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の在学期間に関しては、前条第1項の規定により、本学大学院の課程に入学する前に修得した単位(第23条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院の課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院の課程が定める期間在学したものとみなすことができる。

(課程修了の認定)

第20条 修士課程の修了の認定は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(学位の授与)

第21条 修士課程を修了した者に対しては、修士（障害心理学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関する事項は、別に定める。

(公認心理師国家試験受験資格の取得)

第22条 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省・厚生労働省で定めるものを修めて卒業した者で、公認心理師試験の受験資格を取得しようとするものは、公認心理師法（平成27年法律68号）及び公認心理師施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。

第7章 入学、休学、復学、退学、再入学、留学及び除籍

(入学資格)

第23条 本学大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学

校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満すものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学の時期)

第24条 入学時期は、学年の初めとする。

(入学の出願)

第25条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付して提出するとともに、検定料を納めなければならない。

(入学者の決定)

第26条 入学志願者に対しては、別に定める選抜試験を行う。

2 選抜試験の結果、合格した者は、別に定めるところにより、入学の手続をとらなければならない。

3 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができないときは、保証人連署の上、休学を願い出ることができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命じることがある。

(休学期間)

第28条 休学の期間は、当該年度を超えることはできない。

2 休学は、願い出により更新することができる。ただし、その期間は、通算して第7条に定める標準修業年限を超えることはできない。

3 休学期間は、標準修業年限及び第33条に定める在学期間には算入しない。

(復学)

第29条 休学期間においても、その事由が消滅した場合は、復学を願い出ることができる。

(退学)

第30条 退学を希望する者は、保証人連署の上退学願を提出しなければならない。

(再入学)

第31条 退学した者が再入学を願い出た場合、研究科委員会において審議の上これを許可することができる。

(留学)

第32条 学生は、研究科委員会の議を経て学長が教育上有益と認めたときは、外国の大学院又はこれに相当する教育、研究機関等に留学することができる。

2 第18条第2項の規定を留学の場合に準用する。

(在学期間)

第33条 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。

(除籍)

第34条 次に該当する者は、除籍することができる。

(1) 病気その他の理由により成業の見込みがない者

(2) 前条の在学期間を経て、なお所定の課程を修了できない者

(3) 第28条の休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 授業料等学生納付金未納について、再三の督促に応じない者

第8章 科目等履修生、研究生、特別研究学生、外国人留学生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第35条 本学大学院研究科の授業科目のうち、特定の科目の聴講を希望する者があるときは、選考の上教育研究に支障のない限り、科目等履修生として履修を許可し、履修科目の単位を認定することができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第36条 本学大学院において、特殊な専門事項について研究を行おうとする者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第36条の2 本学大学院において、研究指導を受けようとする他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生があるときは、教育研究に支障のない限り、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを許可することができる。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 本学大学院に外国人留学生として入学を志願する者には、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第37条の2 学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長はその長期にわたる教育課程の履修を許可することがある。

2 長期にわたる教育課程の履修に関する規程は別に定める。

第9章 授業料等学生納付金

(授業料等学生納付金)

第38条 学生の授業料その他の納付金は、授業料その他納付金等に関する規程に定める。

(納付方法・期限)

第39条 授業料、その他の納付金等は、所定の期間に納めなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者には、延納を認めることがある。

(その他の費用)

第40条 証明書の発行を受ける者は、所定の手数料を納めなければならない。

(納付した授業料等)

第41条 納付金は、原則として返還しない。

第10章 賞 罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第43条 学生が、本大学院学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が懲戒を行う。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

第11章 その他

(雑則)

第44条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は、本学学則、その他の規程を準用する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第6条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成18年度は5人とする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年3月26日から施行する。ただし、改正後の別表1の規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者の別表1の領域共通科目の履修については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年5月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年5月23日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年5月26日から施行し、4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2022（令和4）年4月1日から施行する。
- 2 2021（令和3）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。
- 2 2023（令和5）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）
授業科目及び単位数

	授 業 科 目 の 名 称	授 業 形 態	配 当 年 次	単 位 数		備 考
				必修	選択	
授 業 科 目 の 概 要	保健医療分野に関する理論と支援の展開 ※	講義	1	2		
	教育分野に関する理論と支援の展開 ※	講義	1	2		
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 ※	講義	1・2	2		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 ※	講義	1・2	2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開 ※	講義	1	2		
	心理支援に関する理論と実践Ⅰ ※	演習	1	2		
	心理支援に関する理論と実践Ⅱ ※	演習	1	2		
	心理的アセスメントに関する理論と実践 ※	演習	1	2		
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 ※	講義	1・2	2		
	心の健康教育に関する理論と実践 ※	演習	1・2	2		
	心理実践実習Ⅰ ※	実習	1		4	
	心理実践実習Ⅱ ※	実習	1		4	
	心理実践実習Ⅲ ※	実習	2		4	
	心理実践実習Ⅳ ※	実習	2		4	
	心理実践実習A ※	実習	1		4	
	心理実践実習B ※	実習	2		2	
	多職種連携の実際	演習	1・2	1		
	障害者支援学	講義	1・2	1		
	心理学研究法	講義	1・2		1	
	研究指導	演習	1～2	8		

（注）※が付された科目は、第22条に定める公認心理師国家試験受験資格に必要な科目及び単位数